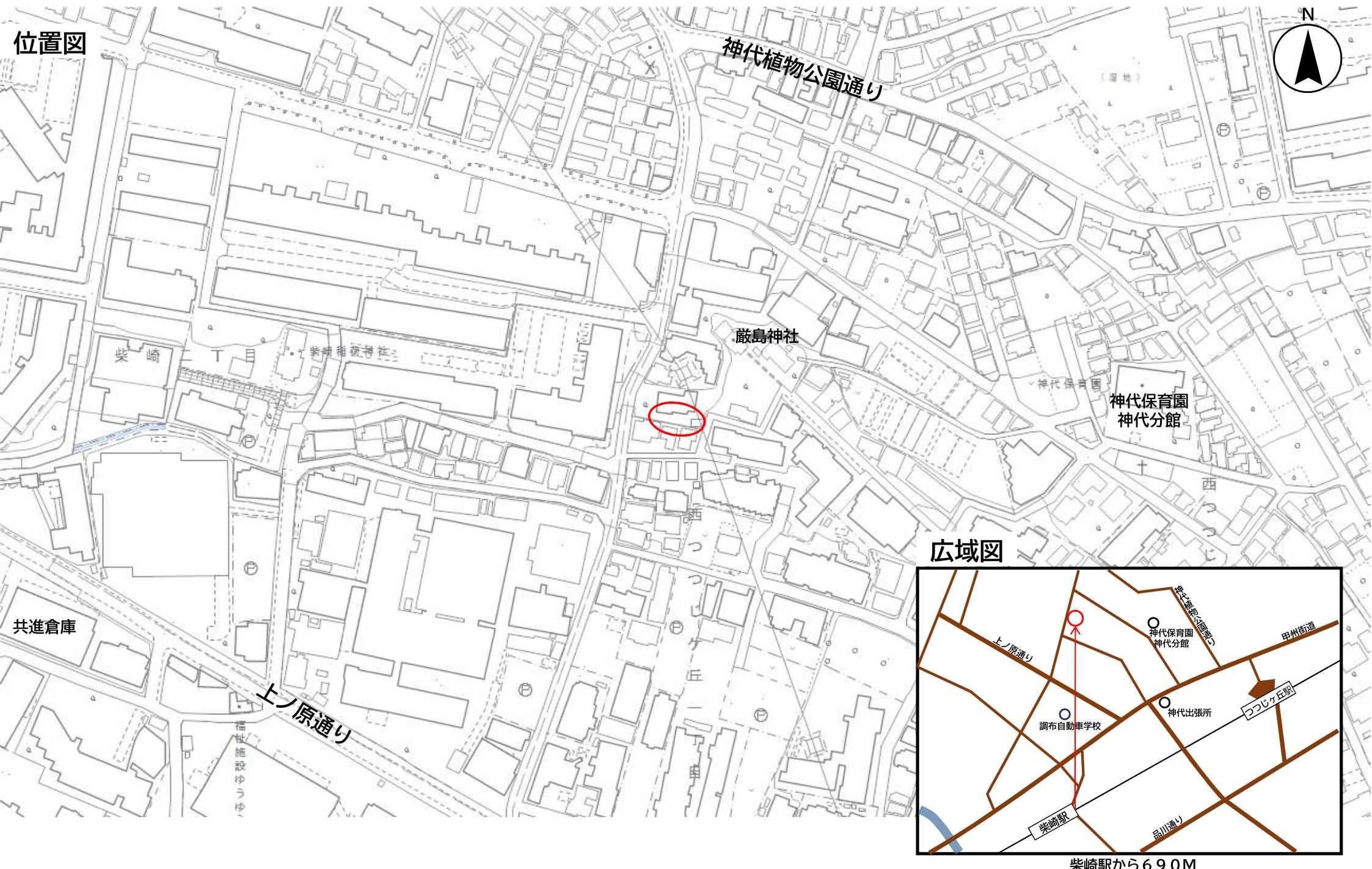


位置図



広域図



## 東京都建築安全条例 第六条（抜粋）

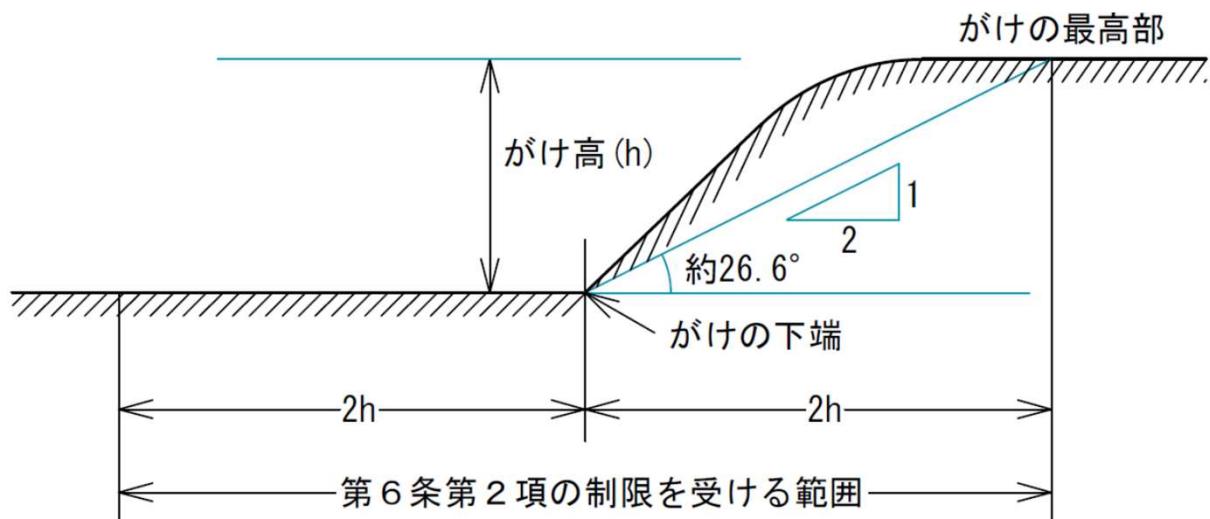
第1項 この条にいうがけ高とは、がけ下端を過ぎる2分の1こう配の斜線をこえる部分について、がけ下端よりその最高部までの高さをいう。

第2項 高さ2メートルを超えるがけの下端からの水平距離ががけ高の2倍以内のところに建築物を建築し、又は建築敷地を造成する場合は、高さ2メートルを超える擁壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

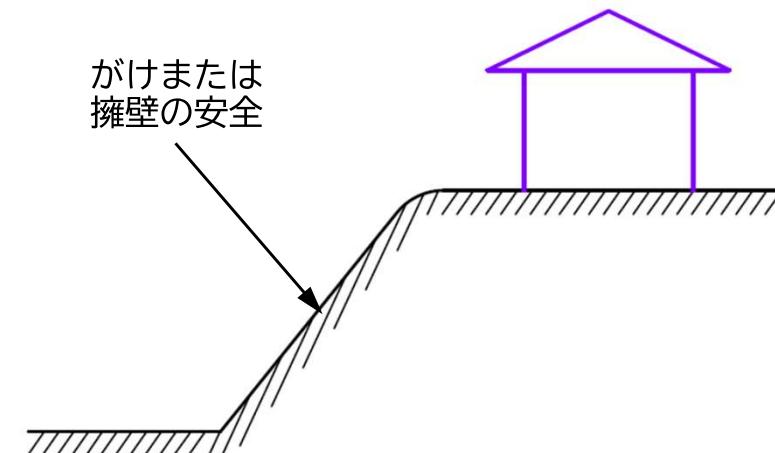
第1号 斜面のこう配が30度以下のもの又は堅固な地盤を切って斜面とするものの若しくは特殊な構法によるもので安全上支障がない場合

第2号 がけ上に建築物を建築する場合において、がけ又は既設の擁壁に構造耐力上支障がないとき。

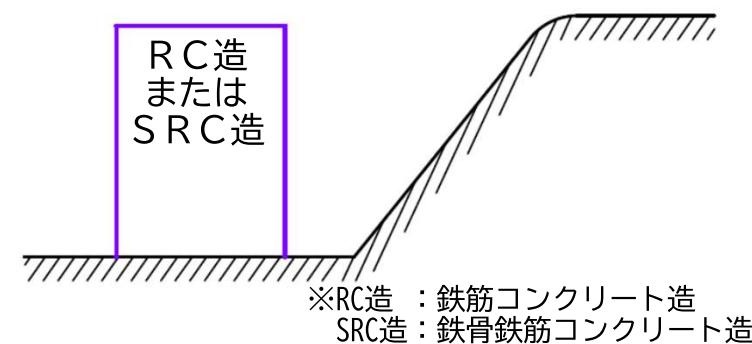
第3号 がけ下に建築物を建築する場合において、その主要構造部が鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造であるか、又は建築物の位置が、がけより相当の距離にあり、がけの崩壊に対して安全であるとき。



### 「がけ上」に建築する建築物



### 「がけ下」に建築する建築物



### 擁壁の設置

